

＜JIS マーク表示制度に関する解釈集＞

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

鉄鋼・非鉄金属⑨ JIS Q 1013 の対象 JIS に係る認証の、定期的な認証維持審査時の品質管理実施状況説明書の簡素化と書類調査の効率化について

2011 年 7 月 27 日
JIS 登録認証機関協議会

設 問

定期的な認証維持審査時の品質管理実施状況説明書の記入内容は、初回審査時とほぼ同じである。認証維持審査における書類調査対応の負荷軽減の観点から、簡素化できないか。

解 釈

- (1) 本件は、定期的な認証維持審査（以下、「定期審査」という）における品質管理実施状況説明書に記述すべき内容の量と負荷（認証を得て以降の生産・品質実績記録の提出等を含む）の軽減を求めたものと理解している。
- (2) 定期審査は認証以降の約 3 年間の実績記録（「認証という船が辿った航跡」である）を主体に提出を求めており、記録確認は定期審査の重要な審査事項であるため、省略することは困難である。加えて、過去における鉄鋼不祥事の発生もあり、製品規格や試験検査標準類を中心に書類調査段階での提出を求めている。
- (3) 一定のサイクルで定期審査を迎えることは周知の事柄であるから、前々から対応負荷軽減のために早めの準備を行っていただきたい。
- (4) また、大半の認証取得者においては、初回の審査時又は先（さき）の定期審査時に提出した品質管理実施状況説明書の電子ファイルを保有していると考えられる。そのいずれか直近の時点から品質管理体制の変更が無かった部分については、少なくとも当該電子ファイルからの転記が可能である。変更のあった部分のみを追記又は変更記入すればよく、初回時よりは負荷が軽減されると考えられる。
- (5) さらに、その場合、変更のあった部分を下線付きで示せば、受審する工場／登録認証機関相互のスムーズな対応も図れると考えられる。
- (6) なお、審査対象の記録は、製品 JIS が規定する最終試験・検査事項（一部、化学成分・非破壊試験等の中間工程試験・検査を含む）と、認証取得者が工程管理のための重要な操業管理因子として独自に管理している事項（例：溶接部の電流値やホットコイル巻取温度その他事項のチャート・操業条件記録類）とに係るものがある。

書類調査段階で求めている品質実績記録は前者であり、多くは認証取得者発行の鋼材検査証明書（市場等では「ミルシート」と呼ばれている）の記載事項となっている。

同検査証明書は、例えば製造物責任法の消滅時効等を考慮して通常は長期にわたって保管していると推定されるから、その記載事項と他の記録を組み合わせるなどして品質実績記録の作成に活用し、対応を図ることができると解釈される。

以 上